

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	光 市

光市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	光市農林水産課有害鳥獣対策係
所 在 地	山口県光市中央六丁目 1 番 1 号
電 話 番 号	0 8 3 3 - 7 2 - 1 5 1 4
F A X 番 号	0 8 3 3 - 7 2 - 6 4 7 0
メールアドレス	nourinsuisan@city.hikari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、タヌキ、イタチ、アナグマ、カラス、カワウ、ウミウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県光市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	5.15ha	6,027千円
	野菜	0.19ha	689千円
	いも類	0.61ha	1,372千円
	果樹	0.01ha	4千円
	マメ類他	0.82ha	112千円
ニホンザル	野菜	0.04ha	189千円
	いも類	0.01ha	14千円
	果樹	—ha	23千円
ニホンジカ	大豆種苗	0.5ha	45千円
ヌートリア	水稲	—ha	4千円
	野菜	0.01ha	19千円
タヌキ	野菜類	不明	
イタチ	—	家屋などに侵入等	
アナグマ	—	家屋などに侵入等	
カラス	—	住宅地に営巣等	
カワウ	魚（アユ）の食害	不明	
ウミウ	建網の魚の食害	不明	
合計		7.34ha	8,498千円

※合計は不明を含めず。

(2) 被害の傾向

・イノシシ

鳥獣による農作物被害の大部分を占め、牛島を含めた市内全域に出没し、人家付近まで出没して、住民に恐怖感を与えている。

被害件数は、令和元年度191件、令和2年度147件、令和3年度101件であった。この内、住宅地等に出没した件数は、令和元年度104件、令和2年度78件、令和3年度36件となっている。被害の減少は多少見られるが、生息区域が広く、すぐに被害が増大するリスクは継続している。

・ニホンザル

農作物被害は減少しているが、特定のハナレザルが住宅地等で威嚇行為や器物を損壊する傾向がある。

被害や目撃件数は、令和元年度26件、令和2年度24件、令和3年度11件であった。この内、群れ（5頭以上）での出没は、令和元年度0件、令和2年度2件、令和3年度0件であり、市内の群れはほぼ消失していると思われる。

・ニホンジカ

目撃情報は少ないが、大豆種苗等の被害がある。イノシシと同様に「指定管理鳥獣」であり、一旦、被害が生じれば被害面積は大きくなる傾向がある。

・ヌートリア（外来種）

ほぼ市内全域に生息を拡大しており、水稻や野菜類の食害がある。

・タヌキ

住宅地等を含めて幅広く生息していると思われ、野菜類の被害情報がある。民家付近で疥癬にり患したタヌキの情報も複数ある。

・イタチ

住宅地等にも出没し、家屋や店舗等への浸入情報がある。

・アナグマ

山から離れた住宅地等でも出没する傾向がある。野菜類の被害や家屋床下等の浸入、側溝や自動車の下などにいるなどの連絡がある。

・カラス

ゴミなどのエサがあると大量に集まる傾向がある。

秋から冬にかけて群れで収穫後の農地等に飛来する場合があります。また、春先の繁殖時期になると活動が活発化して住宅地等に営巣等の連絡がある。

・カワウ

小水無瀬島の「ねぐら」を中心に活動していると思われる。

被害額こそ不明であるが、集団で飛来して川魚を捕食するため、相当あると思われる、4月頃に放流するアユの稚魚の食害も懸念されている。

・ウミウ

特に12月から4月にかけて建網のメバルやカサゴを食べるなどの被害が発生しており、被害額は不明だが、経済的な損失が生じている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	面積・被害	6.78ha、8,205千円	6.10ha、7,384千円	5.42ha、6,564千円	4.74ha、5,743千円
ニホンザル	面積・被害	0.05ha、225千円	0.04ha、202千円	0.04ha、180千円	0.03ha、157千円
ニホンジカ	面積・被害	0.5ha、45千円	0.45ha、40千円	0.4ha、36千円	0.3ha、31千円
ヌートリア	面積・被害	0.01ha、23千円	0.01ha、20千円	0.01ha、18千円	—ha、16千円
タヌキ	被害情報	16件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
イタチ	被害情報	18件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
アナグマ	被害情報	6件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
カラス	被害情報	5件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
カワウ	出没数	島田川に複数出没	出没数の減少	出没数の減少	出没数の減少
ウミウ	出没数	建網に複数出没	出没数の減少	出没数の減少	出没数の減少

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制 <ul style="list-style-type: none"> (1) 捕獲隊（3隊）によるイノシシ等の主力捕獲を実施 (2) 自衛わな農家によるイノシシ等の捕獲を実施 (3) 小動物被害防止のため、捕獲許可をし、小型箱わなを貸し出した。 ・ 捕獲機材購入 <ul style="list-style-type: none"> イノシシ用9基、小動物用4基を追加購入 ※総数 <ul style="list-style-type: none"> イノシシ用 67基 小動物用 15基 サル用 10基 カラス用 2基 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制の改善 <ul style="list-style-type: none"> (1) 効率性確保のため、隊を一元化する必要がある。 (2) 捕獲隊員の高齢化・減少改善のため、捕獲隊及び地区猟友会と協議を要する。 (3) 公務災害補償等を考慮し、捕獲隊から実施隊捕獲への移行を図る。 ・ 箱わなの増設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地や住宅地等に出没するイノシシ捕獲のため。 (2) 被害が深刻な地区に対し、より迅速に箱わな稼働ができる体制も必要

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊（市職員）の支援 捕獲隊へ被害報告し、状況により箱わな設置を支援 警察や捕獲隊と連携し、追い払いを実施 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市による防護柵補助 購入設置時の一部補助（1／2程度） ・国交付金による防護柵設置 大和地区（塩田佐田等）に侵入防止柵を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果の周知 優れた実効性を周知し、被害の改善や予防を図る。 ・設置促進 補助金等を活用し、被害防止の実効性を確保する。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地や放任果樹の改善 ・家庭ごみの適切な処理の周知 ・道路沿い（市有地）のヤブ伐採等による交通事故防止 ・やまぐち森林づくり県民税を活用した緩衝帯整備 ・鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地管理の周知・実行 人と有害鳥獣のすみ分けは捕獲のみでは困難

（5）今後の取組方針

1 取組方針

被害軽減のため、国や県の交付金等を活用しながら、山と里、藪と農地等の境目辺りを重視した「捕獲・防護・生息地管理」による総合的かつ堅実な取組を行う。

具体的には「光市鳥獣被害防止計画」を捕獲者等に周知し、当該計画を基幹として実行することにより解決を図る。

2 有害鳥獣を主体とした取組

有害鳥獣たるイノシシ等は、農地や住宅地等に出没するものを言い、当該個体に的を絞って対応する。

(1) 捕獲について

- ・山と里、藪と農地等の境目辺りに箱わなを設置・稼働し、捕獲圧をかけることで農地等への出没を防ぐ。また、被害が深刻な地区はわなを増設する。
- ・なお、山などに生息する被害を生じさせないイノシシも、数が増えると農地や住宅地等に降りてくるため、狩猟期は延長となっている。

(2) 防護について

防護柵は農作物被害防止に対し、捕獲より即効性と確実性があるだけでなく、箱わな捕獲率も向上するため、推進する。

(3) 生息地管理について

- ・農地や住宅地等にイノシシ等が出没しにくい環境は、捕獲よりも生息地管理で達成されるため、推進する。

- ・人と有害鳥獣生息区域の境目に着目し、メリハリをつけて管理していく。
- 3 国や県の交付金等の活用
 防護柵や捕獲機材を充実し、状況によってはICT機器の追加や緊急捕獲等の検討をする。ただし、被害を生じさせないイノシシ等に対する活用は原則不可とする。
- 4 持続的な捕獲体制の推進
 捕獲隊及び地区猟友会と連携し、捕獲者の増員を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・捕獲隊による主力捕獲
 光市有害鳥獣捕獲対策協議会により承認された有害鳥獣捕獲隊（3隊）に委託し、銃器及びわなによるイノシシ・ニホンザル・ニホンジカ捕獲を引き続き行う。なお、状況によってはヌートリア等の捕獲も実施する。
- ・実施隊（市職員）による協力
 捕獲隊への的確に情報提供を行い、捕獲のサポートをする。
 捕獲隊と連携し、必要であれば迅速に箱わなを設置する。
 住宅地等にイノシシ等が出没した場合、警察や捕獲隊と連携し、追い払いを行う。
- ・自衛わな農家による捕獲
 農地被害軽減のため、自ら耕作する農地等に限定した捕獲許可を行う。
- ・地元自治会によるサル捕獲用大型囲いわなの管理委託
 「サル大型囲いわな」を設置している地元自治会にエサやりや草刈りを委託し、捕獲を継続する。
- ・小型箱わな貸し出しによる捕獲
 ニートリア・タヌキ・イタチ・アナグマの被害を防ぐため、住宅敷地等に限定した捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア タヌキ イタチ アナグマ カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・「イノシシ用箱わな」及び「小動物用小型箱わな」を購入し、有害鳥獣捕獲に活用する。 ・捕獲隊に箱わなを無償で貸し出し、捕獲報償費等により捕獲を推進する。 ・自衛わな農家に箱わなを無償で貸し出し、また「箱わな」や「くくりわなの資材」購入の際は約1/2補助して農業被害の軽減を図る。 <p>また、自衛わな農家がやむを得ず捕獲隊へ止め刺しを依頼した場合、費用相当を補助する。</p>

	ウミウ	・新規狩猟免許取得費一部助成し、捕獲者減少の歯止めを図る。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>鳥獣保護管理法第1条の趣旨を踏まえ、農地や住宅地等で被害を生じさせるイノシシ等が消滅し、かつ、被害を与えない山中のイノシシ等も過剰に生息しないことを目標に捕獲計画数等を設定する。</p> <p>具体的には、農林水産業や生活環境被害の発生時期・場所・被害の軽重等を考慮し、近年の捕獲実績及び生息状況も勘案しながら、光市有害鳥獣捕獲対策協議会の協議で承認された有害鳥獣捕獲計画に基づき、設定を行う。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ヌートリア タヌキ イタチ アナグマ	計25頭	計25頭	計25頭
カラス	10羽	10羽	10羽
カワウ・ウミウ	10羽	10羽	10羽

※ウミウは県の捕獲許可により対応

捕獲等の取組内容
<p>・イノシシ 鳥獣保護区を含む市内のほぼ全域で、年間を通して銃器・わな等による加害イノシシの捕獲を実施する。 被害が多少減少しても箱わな等の稼働数が減ると、2年程度で住宅地等（銃使用不可）に再び頻出する傾向があるため、捕獲圧をかけ続けていく。 なお、奥山のイノシシも増え過ぎると農作物を荒らす個体が生じるため、狩猟捕獲によりバランスを図る。</p> <p>・ニホンザル 群れでの出没はほぼ無いが、ハナレザルが住宅地等に出没し、人身被害の可能性もあるので捕獲を継続し、状況に応じて強力な追い払いも行う。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ 目撃数は少ないが、大豆種苗等の被害があるため、銃器・わなによる捕獲を行う。 ・ヌートリア 外来種で生息区域が拡大し続けているため、小型箱わなによる捕獲を行う。 ・タヌキ、イタチ、アナグマ 被害住民等に小型箱わなを貸し出し、区域・期間を限定した捕獲を行う。 ・カラス 安易に銃等の捕獲を実施するのではなく、カラスを誘引するゴミなどの対策も留意する。被害が減らない場合は、捕獲区域及び期間等を限定した捕獲を検討する。 ・カワウ 被害防止のための追い払いを行い、それでも効果が不十分な場合は、警察等と相談し、安全性に十分配慮した区域等を設定して、銃捕獲を検討する。 ・ウミウ 建網の漁業被害が続いているため、小水無瀬島等の銃捕獲を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ等	電気柵	電気柵 5, 300m	電気柵 5, 300m	電気柵 5, 300m
	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵 3, 620m	ワイヤーメッシュ柵 3, 620m	ワイヤーメッシュ柵 3, 620m
	金網柵	金網柵 2, 260m	金網柵 2, 000m	金網柵 2, 000m
	ネット柵	ネット柵 590m	ネット柵 590m	ネット柵 590m
	トタン柵	トタン柵 470m	トタン柵 470m	トタン柵 470m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交付金を活用した侵入防止柵は農事組合法人が維持管理 ・ 保守しやすく突破を予防する草刈り等 ・ 目視等による防護柵の状況確認 ・ 市補助金を活用した補修等 ・ 捕獲や追い払い 	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル タヌキ アナグマ等	<p>1 生息地管理について</p> <p>(1) 住宅地等に隣接し、加害獣が生息する可能性の高いヤブ伐採や放任果樹の撤去等 ※有害鳥獣が出没しにくい環境を確保し、人家から離れた場所で箱わなが設置できるようにする。</p> <p>(2) イノシシと車両の衝突事故が多発している道路沿い市有地のヤブ伐採等</p> <p>(3) 農地等に隣接したヤブの伐採や放任果樹の撤去等</p> <p>(4) 人家や農地に隣接した耕作放棄地の改善</p> <p>(5) 出沒地区における野菜くずなどの家庭ゴミの適正な処理</p> <p>(6) 有害鳥獣が適正な場所に生息するための追い払いの実施</p> <p>(7) やまぐち森林づくり県民税等を活用した緩衝帯の整備</p> <p>2 被害防止対策の周知・普及</p> <p>(1) チラシ・パンフレット・市HPによる被害防止策の周知</p> <p>(2) 担当職員による被害防止策の説明</p>

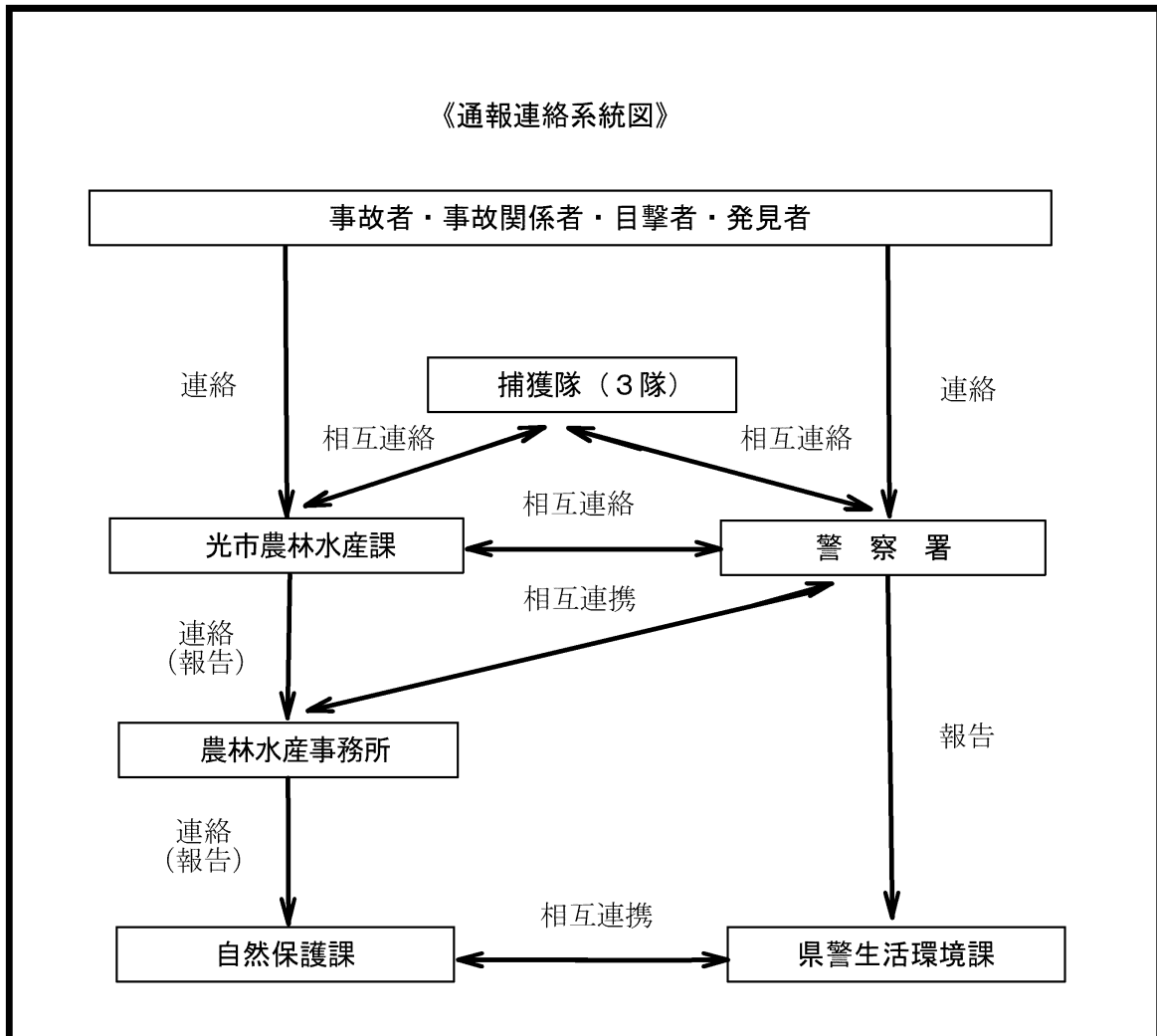
		(3) 農家や自治会等に対し、被害防止のための「出前講座」を実施 (4) 被害多発地区で集落環境調査を行い、専門家の指導の基に、処方箋としての「被害防止活動計画」を作成 (5) 担当職員は各種研修に参加し、常に最新知識の研鑽に努めていく。
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
光市農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害確認、現地調査、関係機関への連絡・調整 ・住民への注意喚起等の広報活動 ・光警察署や捕獲隊と連携し、住宅地等に出没したイノシシ・ニホンザルの追い払い等 ※対応する市職員等は原則2名以上 ・その他の被害防止対策
山口県光警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確認、関係機関へ連絡・調整 ・住民への注意喚起等の広報活動
捕獲隊（3隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、有害鳥獣捕獲活動等 ・市職員へ情報提供及び助言・勧告
山口県周南農林水産事務所	有害鳥獣捕獲や被害防止に関する情報提供及び指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・現場に放置することなく、埋設・焼却・食肉（自家消費含む）等適正に処理する。
- ・錯誤捕獲された個体は、原則として放鳥獣する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	近隣市町での広域的な取組を検討する。
ペットフード	同 上
皮革	同 上
その他 (油脂、骨製品、角製)	同 上

品、動物園等でのと体 給餌、学術研究等)	
-------------------------	--

(2) 処理加工施設の取組

近隣市町での広域的な取組を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

研修等を活用し、関係団体等に周知を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	光市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
光市農林水産課	・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整 ・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県光地区猟友会	・有害鳥獣関連の情報等の提供 ・光地区猟友会会員により組織された捕獲隊 (3隊)による有害鳥獣捕獲の実施 ※捕獲は光地区猟友会ではなく、捕獲隊に委託している。
山口県農業協同組合(光支所)	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県農業協同組合(大和支所)	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県東部森林組合光事業本部	有害鳥獣関連の情報等の提供
光市農業委員会委員	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理の観点から、有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県漁業協同組合(光支店)	有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県周南農林水産事務所	有害鳥獣関連及び被害防止等の情報提供
山口県光警察署	有害鳥獣出没情報の提供・共有 銃刀法に関する説明・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県自然保護課	・鳥獣保護管理法に関する説明・指導 ・有害鳥獣捕獲及び被害防止等の情報提供 ・サル人身被害に伴う麻酔銃捕獲の助言
山口県農林水産政策課	・鳥獣被害防止特別措置法に関する助言・指導 ・有害鳥獣関連事業の情報提供・助言

	・捕獲鳥獣処理に関する情報提供・助言
山口県農林総合技術センター	専門知識に基づいた助言・説明
山口県警生活安全企画課	猟銃・捕獲に関する指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成28年度4月より設置し、市職員5名により編成されている。
- ・専門知識により、防護柵や誘引物除去などの被害防止対策を説明し、捕獲隊と連携しながら、わな架設の検討や追い払いを行う。
- ・令和5年度より、狩猟免許を有する者を市の会計年度任用職員として採用し、捕獲体制の強化を図ることとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・捕獲体制の改善
令和4年度における捕獲隊員数は19名、光地区猟友会員数は92名で、隊に所属しない会員数は73名となっている。
捕獲隊加入は原則的に任意であるが、捕獲隊員は地区会員の21%に過ぎず、高齢化や人数減少も進んでいるため、捕獲隊及び地区猟友会と改善協議を進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 県や関係機関と連携し、被害及び生息状況の把握を行い、「地域ぐるみ推進活動」等の被害防止に有効な手法を活用する。